

基本目標 3 すべての子どもが健やかに育つ環境づくり

基本目標	施策の方向性		事業		H28計画内容		H28指標（成果）実績	達成度 A：達成 B：未達成 C：事業廃止	今後の方向性や課題（目標）	備考				
	No.	施策名	No.	事業名（取り組み）	担当課	事業（取り組み）内容又は確保方策等				指標	計画成果数量（内容） ※指標が表示がないものは具体的な事業計画を記載	法定等の有無	次世代の重点目標等	計画書
3 ホ	(1)	ひとり親家庭への支援	1	ひとり親家庭の相談・交流事業の充実	子育て家庭支援課	ひとり親家庭の抱える様々な悩みに対して、常時相談を受けることができるよう、母子父子自立支援員や母子父子自立支援プログラム策定員等による相談の充実を図る。	-	個々の生活状況に応じて、子育て、生活支援、就業支援、経済的支援など、ひとり親家庭の自立に必要な相談や助言を行う。				⑮	P51	
			2	ひとり親家庭への経済的支援	子育て家庭支援課・こども課・保険年金課	児童扶養手当の支給や、母子父子家庭に対する貸付、高等職業訓練受講にもなう生活資金の支給のほか、所得により保育所(園)・学童保育所保育料に対する軽減を図る。また、医療費に対する助成など、ひとり親家庭に対して経済的支援を継続する。	-	ひとり親家庭に対して児童扶養手当の支給や貸付制度等の利用促進を行う。〔子育て家庭支援課〕 所得により保育所(園)・学童保育所保育料に対する軽減を継続的に実施する。〔こども課〕(福祉医療)ひとり親家庭に対して必要な医療費助成を行う。〔保険年金課〕					P51	
	(2)	いじめ、不登校、非行への対応の充実	3	こころの教育相談事業の充実	ふれあい教育相談センター(学校教育課)	不登校やいじめ等についての悩みを持つ児童とその保護者に対して、ふれあい教育相談センターのカウンセラーによる面接や電話による相談に加え学校をはじめ関係機関と連携し、個々の課題の解決にむけ、相談体制の充実を図る。	-	不登校、いじめ等で悩んでいる児童生徒や保護者を対象に、専門性を有するカウンセラーが面談や電話相談を行い、心の安定を図るとともに課題解決に向けて支援を行う。 週5日(月～金、10:15～17:15)、1日4～5人、1人当たり1時間/回、予約制で実施する。				⑥	P51 P52	
			4	適応指導教室の充実	ふれあい教育相談センター(学校教育課)	学校に行けない、行きにくい児童生徒へ、心の安定と自信回復を図り学校復帰につなげる場を提供するとともに、学校をはじめ関係機関と連携し指導体制の充実を図る。	-	不登校傾向にある児童生徒の心の安定と自信回復、学校復帰につなげる居場所づくりに努める。 週5日(月～金 9:30～14:00) 個別の学習指導とグループでの体験活動を行う。体験活動は、陶芸・栽培・調理・実験・見学等を行い、コミュニケーション力の向上も目指す。					⑦	P51 P52
			5	青少年健全育成事業の推進	生涯学習スポーツ課(学校教育課)	青少年の問題行動や非行防止等への対応を図るため、学校、家庭、地域、関係機関との連携を強化し、啓発活動に取り組み、青少年健全育成活動の重要性や活動内容について、「少年センターだより」「市民会議広報紙」チラシ等の配布により啓発に努める。	-	青少年の問題行動や非行防止等への対応を図るため、学校、家庭、地域、関係機関との連携を強化し、啓発活動に取り組み、青少年健全育成活動の重要性や活動内容について、「少年センターだより」「市民会議広報紙」チラシ等の配布により啓発に努める。【全戸配布】						P51 P52
(3)	子どもの権利の尊重	6	要保護児童対策地域協議会の機能強化	家庭児童相談室	虐待の未然防止・早期発見・早期対応を図るため、関係機関と連携し、要保護児童対策地域協議会の機能強化を図るとともに、市民への啓発にも取り組む。	-	要保護児童対策地域協議会委員に対しての研修会を実施する。 関係機関職員の資質向上のため、ケース検討、事例研修会等の実施をするとともに、県主催等の研修会への参加促進を図る。 市生涯学習出前講座による市民向け啓発活動を実施する。					⑫	P53	
		7	「子どもの権利条約」の普及・啓発	家庭児童相談室	児童福祉月間や児童虐待防止推進月間等を活用し、「子どもの権利条約」の趣旨を理解してもらうための広報・啓発活動に努め、子どもの人権が尊重される社会の推進を目指す。	-	社会全体で児童虐待防止に取り組む意識を育むため、市内スーパーでの街頭啓発及び幼稚園・保育所での啓発活動を実施する。 児童福祉月間、児童虐待防止推進月間での市役所等市内施設でのオレンジリボン運動ののぼり旗設置、電光掲示板による啓発を実施する。					⑫	P53	
		8	差別をなくす教育・保育の実施	人事課・(こども課・学校教育課・人権施策推進課)	差別をなくす実践のできる児童生徒の育成に向けて、人権同和教育に携わる保育所(園)、幼稚園、小学校、中学校の教職員の人権意識を高めるとともに、保・幼・小・中と一貫した教育の推進を図る。	-	市職員研修において人権に関するテーマを設定し、連携研修(全体研修、集合研修、職場研修)による手法で、自ら行動できる職員の育成及び職員全体の意識向上を図っていく。また、平成27年度に実施した職員の人権に関する意識調査の結果分析を進め、今後の職員研修の改善に努めていく。						P53	

基本目標 3 すべての子どもが健やかに育つ環境づくり

基本目標	施策の方向性		事業		H28計画内容		H28指標（成果）実績	達成度 A：達成 B：未達成 C：事業廃止	今後の方向性や課題（目標）	備考		
	No.	施策名	No.	事業名（取り組み）	担当課	事業（取り組み）内容又は確保方策等				指標	計画成果数量（内容） ※指標が表示がないものは具体的な事業計画を記載	法定等の有無
すべての子どもが健やかに育つ環境づくり			9	子どもの意見発表の機会の提供	生涯学習スポーツ課（企画調整課）	「はつらつ野洲っ子中学生広場」や「はつらつ野洲っ子育成フォーラム」など、子どもの意見を聞く場を設け、今後のまちづくりに活用する。	-	「はつらつ野洲っ子中学生広場」や「はつらつ野洲っ子育成フォーラム」など、子どもの意見を聞く場を設け、今後のまちづくりに活用する。				P53
			10	市内在住・在勤の外国人家庭への支援の充実	企画調整課（市民生活相談課・学校教育課）	市内の行政機関における通訳や翻訳を通じた生活支援等に取り組みとともに、外国籍の子どもへの支援として、学校等での国際理解講座や日本語教室等の開催に努める。	-	市内在住・在勤する外国人家庭に対し、通訳や翻訳を行い生活上の支援を行う。				P53
	(4)	関連計画との連携（障がい福祉 など）	11	特別支援教育	学校教育課・こども課	支援の必要のある子どもを、保育所（園）や幼稚園、小・中学校において安心して保育・教育が受けられるよう、保育士や幼稚園教諭等の加配により支援体制の充実を図り、一人ひとりのニーズに応じた保育・教育を提供する。	-	子どもの発達障害を理解し把握して一人ひとりに適切な支援ができるように、特別支援教育コーディネーターや担任の力量を高めるために研修会を開催する。 巡回相談員の訪問により専門的な見解を受けて具体的な指導内容や方法、体制等を学べる機会を設ける。発達支援センターと連携を進める。[学校教育課] 保育所（園）や幼稚園において安心して保育・教育が受けられるよう、保育士や幼稚園教諭等の加配により支援体制の充実を図る。[こども課]			⑤	P54
	12	早期療育通園事業（療育教室）の充実	発達支援センター	心身の発達に障がいまたはその疑いのある乳幼児とその保護者に対して、相談並びに日常生活における基本的な動作の指導、知識、技能の付与、集団適応訓練等の療育支援の充実を図る。	-	対象児童とその保護者への指導、集団生活への適応訓練等の療育支援を行う。 週5日（月～金、午前・午後） 通年実施 定員：約60人（9グループ編成）					⑩	P54
	13	ことばの教室の充実	ふれあい教育相談センター	ことばに障がいのある児童に対して、個々に応じた相談及び指導を行い、言語上の課題に対し、園・学校及び関係機関と連携を取りながら支援の充実を図る。	-	構音、吃音、かん黙、言語発達の遅れなどのある幼児や小学校特別支援学級在籍児とその保護者に対し、ことばの相談・指導を行い、言語コミュニケーションの理解と改善を図る。					⑧	P54
	14	おやこ教室の充実	発達支援センター	乳幼児健診後、経過観察やスクリーニングが必要な未就園児とその保護者を対象に、育児不安の解消を図り、子どもの健全育成の支援の充実を図る。	-	対象児童とその保護者の通所により、親子での遊びを通して指導、保護者への相談支援を行う。 前期グループ：8回 後期グループ：8回					⑪	P54
	15	保育所等訪問支援の実施	発達支援センター	障がいのある児童（疑いを含む）に対して、集団生活に適応できるよう、保育園や幼稚園等に訪問し、本人や保護者、園に対して専門的な支援を実施する。	-	専門スタッフが保育園等を訪問し、集団適応のための訓練や支援方法の指導、助言を行う。 （1人あたり月2回程度）						P54
	16	医療型児童発達支援事業	障がい者自立支援課	障がいのある子どもを対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活の適応訓練等の児童発達支援に加え、治療を行う。また、守山市の県立小児保健医療センター療育部での実施を継続する。	-	上肢、下肢又は体幹の機能の障害のある児童に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活の適応訓練等に加え、治療を行ったときに、通所給付費を支給する。						P54
	17	巡回発達相談の実施	発達支援センター	心理判定員が保育所（園）や幼稚園、小・中学校等へ訪問して、発達相談（発達検査及び保護者相談）を行い、個々の発達課題等を明らかにし、保護者・家族や支援者の理解を促進し、適した育児や保育・教育、日常生活の手立て等をともに考え、本人の適応に向け支援を実施する。	-	保健センターでの発達相談（年64日）、保育園・幼稚園・こども園への巡回発達相談（通年）、小学校・中学校への巡回発達相談（通年）並びに特別支援学校及び高校等への訪問による相談（必要時）を実施する。					⑨	P54 P55

基本目標 3 すべての子どもが健やかに育つ環境づくり

基本目標	施策の方向性		事業		担当課	事業（取り組み）内容又は確保方策等	H28計画内容		H28指標（成果）実績	達成度 A：達成 B：未達成 C：事業廃止	今後の方向性や課題（目標）	備考		
	No.	施策名	No.	事業名（取り組み）			指標	計画成果数量（内容） ※指標が表示がないものは具体的な事業計画を記載				法定 等の 有無	次世代 の重点 目標等	計画書
			18	障がいのある子どもの居場所づくりの促進	障がい者自立支援課	放課後や夏休み等の長期休暇中において「放課後等デイサービス事業」、日中の見守りなどの支援として「日中一時支援事業」、春季・夏季休暇期間中においては「障がい児スプリング・サマースクール」など、現行の事業を中心として、障がいのある子どもの居場所づくりの促進を図り、利用者増加を考慮し、障がい福祉サービスや放課後児童クラブとのより一層の連携を図る。	-	障害児が、日常生活及び社会生活を送る上で必要な日中の居場所の確保のために、放課後等デイサービス事業の法定給付対象の事業、日中一時支援事業や障がい児ホリデースクールなどの法定外の事業も取り組み、必要な障がい福祉サービスの提供を図る。 放課後等デイサービス事業 計画値・・・14人/月 日中一時支援事業（定員） 計画値・・・85人 スプリングスクール 募集定員・・・20人/日 サマースクール 募集定員・・・25人/日					⑬	P54 P55
			19	障がいのある子どもがいる家庭への福祉手当等の給付・支給	障がい者自立支援課	障がいのある子どもを育てている家庭の生活基盤の安定を図るため、各種手当の支給や医療費の助成等を行うとともに、制度の維持に向けた見直しを適宜実施する。	-	精神又は身体に障害を有する児童等について特別障害者手当を支給し、また、障害児への育成医療等を給付することにより、これらの者の生活の安定を図る。						P54 P55